

出資証券の無証券化について

これまで組合員の皆様から出資いただいた際に出資証券を発行しておりましたが、組合員の皆様の譲渡等手続きの簡素化、紛失等のリスク軽減を図るため、出資証券を無証券化することとなりなした。

つきましては、今後の取扱いは下記のとおりとなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 出資証券無証券化後の対応について

- (1) 新規加入があった場合に、「加入承諾書」、「出資金払込受領書」を作成し組合員に交付することで取引内容を通知します。
- (2) 組合員の皆様からの依頼により「出資金残高証明書」を発行いたします。
- (3) 毎年「出資金配当金支払い及び出資金残高のご案内」を発行し、出資配当金と併せて前年度末出資金残高の通知を行います。
- (4) 脱退時等における出資金の払い戻しは、当 J A で電算管理するデータに基づく出資額により行うこととし、出資証券の提示は必要ございません。

2 現行出資証券の扱いについて

現行発行の出資証券は平成 27 年 5 月末をもって効力は失われます。

したがってお持ちの出資証券は破棄いただきますようお願い申し上げます。なお、出資証券を無証券化しても、組合員と J A 間の権利・義務等は何ら変わるものではございません。

※ J A の出資証券は任意に発行している証拠証券であり、それ自体は財産的価値を持つものではございません。

3 問い合わせ先について

ご不明な点等ございましたら、当 J A 各支店までお問い合わせください。